

健衛発(030)001-

平成20年3月7日

各 { 都 道 府 県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について

今般、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長より、別紙のとおり、近年のまつ毛エクステンションの流行に合わせて、消費生活センター等へ寄せられる危害に関する相談件数が増加し、まつ毛エクステンション用の接着剤による健康被害がみられるとの情報提供がされたところである。

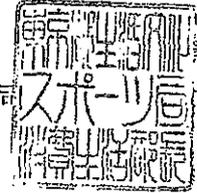
貴職におかれては、管下の美容所等において、かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、美容師法第2条第1項の規定において、美容とはパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいうとされており、通常首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。ここでいう「首から上の容姿を美しくする」ために用いられる方法は、美容技術の進歩や利用者の嗜好により様々に変化するため、個々の営業方法や施術の実態に照らして、それに該当するか否かを判断すべきであるが、いわゆるまつ毛エクステンションについては、①「パーマネント・ウエーブ用剤の目的外使用について」(平成16年9月8日健衛発第0908001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、まつ毛に係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実施の確保を図ることとしていること、②「美容師法の疑義について」(平成15年7月30日大健福第1922号大阪市健康福祉局健康推進部長照会に対する平成15年10月2日健衛発第1002001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)において、いわゆるエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当するものであることを申し添える。

19生消生活第244号
平成20年2月21日

厚生労働省健康局
生活衛生課長 様

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部長 宮川 雄司



まつ毛エクステーションによる危害について

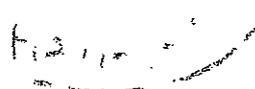
日頃より、東京都の消費者行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
さて、近年のまつ毛エクステーション（以下、「まつ毛エクステ」という。）の流行に
合わせて、全国の消費生活センター等に寄せられる危害に関する相談件数は、別紙のと
おり増加しております。危害内容は、まつ毛エクステ用の接着剤によるかぶれ、眼の損
傷が大半を占めております。

これらの接着剤は、含有成分の表示が法的に義務付けられておらず、利用者は製品の
表示から成分を確認できない現状です。そのため、アレルギーが含有していても使用を
回避することができません。

また、接着剤は、まぶたの縁に使用するため、まつ毛エクステの施術には施術者の技
術力の向上並びに設備及び器材の衛生管理の徹底等が必要になります。

まつ毛エクステは、今後も需要が増加すると見込まれること、粘膜の弱い眼周辺部に
施術することを鑑みると、まつ毛エクステによる危害を防止するための対策を講ずるこ
とが必要と考えます。そのため、都では、関係する業界団体に要望を行い、別添のと
おり消費者に情報提供を行いました。

つきましては、情報提供いたしますので、貴職におかれましても対応等をご検討いた
ただければ幸いです。



【連絡先】 東京都生活文化スポーツ局消費生活部
生活安全課商品事故分析係 芳賀、丹野
TEL : 03-5388-3082 (直通)
FAX : 03-5388-1332
E-mail : Noriko_Tanno@member.metro.tokyo.jp

つけまつ毛及びまつ毛エクステーションによる相談件数

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)より

平成19年12月末現在

相談内容	2007年	2006年	2005年	2004年 以前	合計
エクステーション用の薬品(接着剤等)による かぶれ、腫れ、目の充血、アレルギー反応	5	7	1	2	15
	2	2	1	0	5※
エクステーション用の薬品(接着剤等)が目 に入り、眼球が痛んだ、傷が付いた	9	2	2	1	14
	1	0	0	0	1※
エクステーションによりまつ毛が抜け落ち てしまった	2	0	2	0	4
眼球にエクステーション用のまつ毛が刺さ り、眼球に傷が付く、角膜びらん	2	0	0	1	3
合計	18	9	5	4	36

※ 網掛け部分は、東京都での受付分で内数。東京都の相談6件の相談内容は「エクステーション用の薬品によりまぶたが腫れた、かぶれた」が3件、「エクステーション用の薬品により目が充血した」が2件、「エクステーション用の接着剤が目に入り、角膜炎等になった」が1件。

消費者被害情報！

まつ毛を付けたい、まぶたが腫れて目が充血?!
～最近流行している「まつ毛エクステ」で危害に陥る方が増えています～

まつ毛1本ずつに接着剤で人工のまつ毛を付けるまつ毛エクステンション^{※1}(まつ毛エクステ)は、つけまつ毛よりも自然に仕上がるということで流行し、それに合わせるように、全国の消費生活センターへの危害の相談も年々増加する傾向にあります。

増加の原因としては、まつ毛エクステは法的規制がなく誰でも行うことができるため店舗数が急増し、それに伴い、施術水準の低い店舗が増加していること、まつ毛エクステに使用される接着剤は、配合成分に関する表示に法的義務がないため成分不明のものが多く、目に入った場合やアレルギーに対する対応がされないこと等が考えられます。

実際に危害に遭った方は相談件数の20～30倍になると推定されます。そこで、東京都では、まつ毛エクステによる危害の拡大を防止するため、消費者に情報提供します。

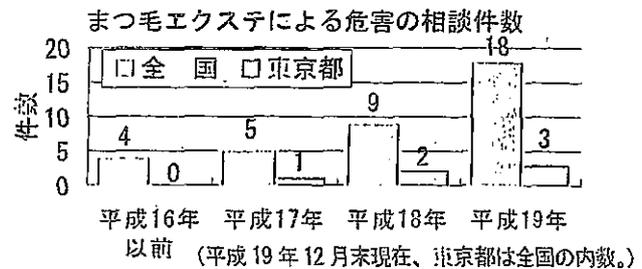
1 まつ毛エクステによる危害の状況

(1) 相談件数

PIO-NET^{※2}(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、まつ毛エクステによる危害の相談が過去10年間で36件あり、年々増加する傾向です。

(2) 危害概要(東京都受付6件分)

- ① 施術を受けてすぐに充血した。診察の結果、接着剤が原因と判明した。
- ② 接着剤が目に入り、角膜炎とドライアイになった。
- ③ 施術を受け結膜炎のように目が赤くなり腫れた。(他に同様事例2件)
- ④ 施術を受けたが、まぶたが痛みまつ毛の半分が折傷を受けた。



2 都の対応

- (1) 厚生労働省・経済産業省に対して情報提供しました。
- (2) 関連する業界団体に対して要望しました。
- (3) 都内各区市町村の消費者行政担当部署を始め関係する機関に対して情報提供します。

3 消費者へのアドバイス

(1) まつ毛エクステは、よく考えてから行いましょう。

まつ毛エクステは法的規制がなく誰でも行うことができるため、店舗数は急増し、店舗数の増加とともに、施術水準の低い店舗が増加しています。施術を受ける場合は、技術力のある施術者がいる、施術前のカウンセリングを十分に行う、施設の衛生管理が行き届いている店舗にお願いしましょう。

(2) まつ毛エクステ用の接着剤の成分を確認しましょう。

まつ毛エクステ用の接着剤には配合成分の表示の法的義務はありません。そのため、含有成分の表示がないものがあります。粘膜の弱い目周辺部に使用するものですので、施術前には、施術者に成分の確認を必ず行いましょう。また、体質によってはアレルギーを起こす成分が含まれている可能性もあります。特にアレルギー体質の方は、注意しましょう。

(3) まつ毛エクステ用の接着剤が目に入った場合は直ちに処置しましょう。

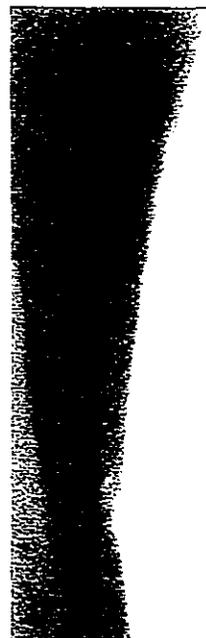
万一目に入ってしまった場合は、製品の使用上の注意等に記載されている方法で直ちに処置しましょう。特に、シアノアクリレート系接着剤^{※3}の場合は、流水で15分以上洗眼し、直ちに医師の診断を受けましょう。

【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課
電話：03-5388-3099(直通) 29-860(内線)
担当：芳賀(和)、芳賀(博)

まつ毛エクステの施術前(BEFORE) & 施術後(AFTER)

目を閉じているところ



BEFORE

AFTER

